小規模個人再生による再生計画取消

平成１５年（再イ）第１６３号

函館市時任町23番20号（再生計画認可決定時の住所）函館市人見町５番30号

再生債務者　川村　邦子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成15年９月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年11月10日　函館地方裁判所

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第９号

山口県美祢市大嶺町東分来福台５丁目１番地１（県営住宅４棟303号）

再生債務者　田中　和恵

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年11月11日　山口地方裁判所宇部支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１２号

京都市伏見区桃山町因幡31番地７　パデシオン桃山418号

再生債務者　松岡　　学

1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年12月11日まで

4　一般異議申述期間　平成27年12月15日から平成27年12月22日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第２号

栃木県小山市大字小山2707番地３

再生債務者　大木　明宏

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月19日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年11月30日まで

平成27年11月９日

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（再ロ）第６号

神戸市垂水区本多聞１丁目６番26号

再生債務者　濵田　英典

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年12月１日まで

平成27年11月10日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第４号

沖縄県豊見城市字豊崎１番地784

再生債務者　新村　紀之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月９日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（再ロ）第３号

埼玉県大里郡寄居町大字赤浜2605番地１

再生債務者　武井　直也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月10日

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（再ロ）第４号

埼玉県大里郡寄居町大字赤浜2605番地１

再生債務者　武井　節子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月10日

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（再ロ）第３４号

大阪市平野区喜連西４丁目６番58―1502

再生債務者　麻生　浩一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月９日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第７号

仙台市青葉区愛子中央３丁目11番12号

再生債務者　佐々木雅彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月10日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第２号

川崎市多摩区生田３丁目18番１―505号

再生債務者　土屋　雅康

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年11月10日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年九月八日

掲載頁　六十三頁（号外第二〇五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十月二十一日

掲載頁　五十九頁（号外第二四〇号）

平成二十七年十一月十九日

東京都渋谷区円山町二八番三号

（甲）株式会社サン・デザイン研究所

代表取締役　大出　一洋

東京都渋谷区円山町二八番三号

（乙）サン・プロデュース株式会社

代表取締役　手塚千賀子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月三十一日

掲載頁　一五〇頁（号外第一九六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月十二日

掲載頁　十五頁（号外第一八二号）

平成二十七年十一月十九日

東京都江東区佐賀一丁目五番九号

（甲）株式会社ラドンナ

代表取締役　小松　　隆

東京都江東区佐賀一丁目五番九号

（乙）株式会社ＧＫクラッセ

代表取締役　大門　　睦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十一月十二日

掲載頁　九十一頁（号外第二五六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十一月十二日

掲載頁　九十一頁（号外第二五六号）

平成二十七年十一月十九日

東京都中央区銀座六丁目七番一八号

（甲）日本ビルメイト株式会社

代表取締役　井川　義雄

東京都新宿区北新宿四丁目二八番八号

（乙）株式会社スペースメイト

代表取締役　井川　義雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月三十一日

掲載頁　一五〇頁（号外第一九六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月十二日

掲載頁　十五頁（号外第一八二号）

平成二十七年十一月十九日

東京都江東区佐賀一丁目五番九号

（甲）株式会社ラドンナ

代表取締役　小松　　隆

東京都江東区佐賀一丁目五番九号

（乙）株式会社ＧＫクラッセ

代表取締役　大門　　睦